

改正後	現行	備考	差異
<u>1</u> 適用範囲	<u>1.</u> (適用範囲)	見出しの変更	<u>変更</u>
<u>2</u> 振込の依頼	<u>2.</u> (振込の依頼)	見出しの変更	<u>変更</u>
(1)振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。 ② 振込依頼書は、当組合所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預貯金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号その他の所定の事項を正確に記入してください。なお、預貯金種目・口座番号が不明な場合には、窓口相談してください。	(1)振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。 ② 振込依頼書は、当組合所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預貯金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号その他の所定の事項を正確に記入してください。なお、預貯金種目・口座番号が不明な場合には、窓口相談してください。		
(2)振込機による振込の依頼は、次により取扱います。 ② 1回および1日あたりの振込金額は、当組合所定の金額の範囲内とします。 ③ 振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込先の金融機関・店舗名、預貯金種目・口座番号、受取人名、振込金額その他の所定の事項を正確に入力してください。振込代り金が現金の場合には、依頼人名およびその電話番号も正確に入力してください。	(2)振込機による振込の依頼は、次により取扱います。 ② 1回および1日あたりの振込金額は、当組合所定の金額の範囲内とします。 ③ 振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込先の金融機関・店舗名、預貯金種目・口座番号、受取人名、振込金額その他の所定の事項を正確に入力してください。振込代り金が現金の場合には、依頼人名およびその電話番号も正確に入力してください。		
(4)振込の依頼にあたっては、振込代り金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料（以下、 <u>「振込代り金等」</u> といいます。）を支払ってください。	(4)振込の依頼にあたっては、振込代り金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料（以下「振込代り金等」といいます。）を支払ってください。 <u>3.</u> (振込契約の成立)	見出しの変更	<u>変更</u>
(3) 前2項により振込契約が成立したときは、当組合は、依頼内容を記載した振込金受取書、振込受付書、利用明細票または振込記帳専用通帳等（以下、 <u>「振込金受取書等」</u> といいます。）を交付しますので、依頼内容を確認してください。この振込金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。	(3)前2項により振込契約が成立したときは、当組合は、依頼内容を記載した振込金受取書、振込受付書、利用明細票または振込記帳専用通帳等（以下「振込金受取書等」といいます。）を交付しますので、依頼内容を確認してください。この振込金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。 <u>4.</u> (振込通知の発信)		
<u>4</u> 振込通知の発信		見出しの変更	<u>変更</u>
(1)振込契約が成立したときは、当組合は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。 ① 電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。 ② 文書扱いのときは依頼日の翌営業日以降2営業日以内に振込通知を発信します。	(1)振込契約が成立したときは、当組合は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。 ① 電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。 ② 文書扱いのときは依頼日の翌営業日以降2営業日以内に振込通知を発信します。		
<u>5</u> 証券類による振込	<u>5.</u> (証券類による振込)	見出しの変更	<u>変更</u>

新旧対照表

改正後	現行	備考	差異
(1) 当組合以外の金融機関にある受取人の預貯金口座への振込の依頼を受ける場合には、小切手その他の証券類による振込代り金等の受入れはしません。 (2) 当組合の本支店にある受取人の貯金口座への振込の依頼を受ける場合に、当組合が振込代り金等とするために小切手その他の証券類の受入れを認めたときは、その旨を表示した振込金受取書等を交付するとともに、証券類受入れの旨を表示した振込通知をその決済確認前に発信します。なお、証券類の決済を確認した後に振込通知を発信することもあります。 (3) 前項により受入れた証券類が不渡りとなった場合には、直ちにその旨を通知するとともに、決済確認前に振込通知を発信しているときは、それを取消します。この場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。 (4) 不渡りとなった証券類は、取扱店で返却しますので、当組合所定の受取書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当組合所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。 (5) 提出された振込金受取書等を当組合が交付したものであると相当の注意をもって認めたうえ、その証券類を返却したときは、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。	(1) 当組合以外の金融機関にある受取人の預貯金口座への振込の依頼を受ける場合には、小切手その他の証券類による振込代り金等の受入れはしません。 (2) 当組合の本支店にある受取人の貯金口座への振込の依頼を受ける場合に、当組合が振込代り金等とするために小切手その他の証券類の受入れを認めたときは、その旨を表示した振込金受取書等を交付するとともに、証券類受入れの旨を表示した振込通知をその決済確認前に発信します。なお、証券類の決済を確認した後に振込通知を発信することもあります。 (3) 前項により受入れた証券類が不渡りとなった場合には、直ちにその旨を通知するとともに、決済確認前に振込通知を発信しているときは、それを取消します。この場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。 (4) 不渡りとなった証券類は、取扱店で返却しますので、当組合所定の受取書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当組合所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。 (5) 提出された振込金受取書等を当組合が交付したものであると相当の注意をもって認めたうえ、その証券類を返却したときは、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。 <u>6. (取引内容の照会等)</u> <u>7. (依頼内容の変更)</u> (1) 振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、第8条第1項に規定する組戻しの手続により取扱います。 <u>8. (組戻し)</u> (1) 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。 ③ 組戻しされた振込代り金は、振込金組戻・訂正依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当組合所定の受取書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当組合所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。 <u>9. (振込代り金の返却)</u> 10. <u>(通知・照会の連絡先)</u>	見出しの変更 見出しの変更 見出しの変更 見出しの変更	<u>変更</u> <u>変更</u> <u>変更</u> <u>変更</u>

6 取引内容の照会等

7 依頼内容の変更

8 組戻し

9 振込代り金の返却

10 通知・照会の連絡先

新旧対照表

改正後	現行	備考	差異
11__手数料 (1)振込の受付にあたっては、店頭表示の振込手数料をいただきます。 (2)依頼内容の変更および組戻しの受付にあたっては、当組合所定の手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。また、依頼どおりの処理ができなかったときも、訂正組戻手数料は返却しません。 (3)組戻しされた振込代り金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。この場合、前項の組戻手数料は返却しません。 (4)振込代り金が入金口座なし等の事由により返却された場合、振込手数料は返却しません。 (5)この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。 12__災害等による免責 13__譲渡、質入れの禁止 振込金受取書等およびこの取引にもとづく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。 14__貯金規定等の適用 振込代り金等を貯金口座から振替えて振込の依頼をする場合における貯金の払戻しについては、関係する貯金規定およびカード規定等により取扱います。 15__規定の変更等 (2025年10月1日現在)	11._(手数料)_ (1)振込の受付にあたっては、店頭表示の振込手数料をいただきます。 (2)組戻しの受付にあたっては、当組合所定の組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。ただし、組戻しができなかったときは、組戻手数料は返却します。 (3)組戻しされた振込代り金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。この場合、組戻手数料は返却いたしません。 (4)振込代り金が入金口座なし等の事由により返却された場合、振込手数料は返却いたしません。 (5)この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。 12._(災害等による免責)_ 13._(譲渡、質入れの禁止)_ 振込金受取書等およびこの取引にもとづく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。 14._(貯金規定等の適用)_ 振込代り金等を貯金口座から振替えて振込の依頼をする場合における貯金の払戻しについては、関係する貯金規定およびカード規定等により取扱います。 15._(規定の変更等)_ (2020年4月1日現在)	見出しの変更 見出しの変更 見出しの変更 見出しの変更 見出しの変更	変更 追加 変更 変更 削除 変更 変更 変更 変更